

松子保第 173 号
令和 2 年 5 月 2 0 日

保護者の皆様

松戸市長 本郷谷 健次
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について
(臨時休園から登園自粛の要請へ)

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで本市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年 4 月 8 日に、必要な保育を確保したうえで保育の規模を縮小するため登園自粛の要請を行い、その後、「市内保育施設における休園について」(令和 2 年 4 月 22 日付)の通知のとおり、令和 2 年 4 月 24 日から市内保育施設を臨時休園してまいりました。これまで、保護者の皆様のご協力により、接触機会を低減することができ、新型コロナウイルス感染の防止につながっているところでございます。

このたび国の緊急事態宣言の期間が、令和 2 年 5 月 31 日までとなっていることから、市内保育施設においては、下記のとおり、現在の「臨時休園」を解除いたしますが、保育施設の乳幼児が生活する特性から、濃厚接触の機会等が多く、3つの密(密閉、密集、密接)が揃う場となっているため、感染拡大防止の観点から保護者の皆様には改めて「登園自粛」の要請をお願いします。

記

- 1 登園自粛の要請期間 令和 2 年 6 月 1 日(月)から当面の間
(臨時休園の期限は、令和 2 年 5 月 31 日(日)まで)

- 2 保育の利用について

就労や保護者の疾病などにより家庭保育が出来ない場合には、これまでと同様に保育いたします。

※利用時間の短縮や、利用日数の減少、登降園時の混雑の回避等を考慮の上、保育の利用をお願いします。

※保育利用申込書のご提出は不要です。

※休園期間（5/31 まで）中に、在宅勤務やテレワーク等で家庭保育にご協力いただく予定だったものが、就労状況等が変更となり保育施設の利用が必要となった場合は、保育施設にご相談ください。

3 保育料及び給食費について

- ・保育料及び給食費については、登園日数に応じて当該費用を減額いたします。

- ・対象期間 令和2年4月1日から登園自粛要請の終了まで

[保育料]

- ・原則、保育料は、減額前の金額で一旦納入していただきます。
- ・後日、各保育施設から本市に登園日の報告を受けて、減額する保育料を決定いたします。
- ・保育料の減額に伴い、過払いとなった費用については、各保育施設から返金等の対応を行います。（認可保育所については、後日、本市からご案内いたします。）

[給食費]

- ・給食費については、各保育施設から返金等の対応を行います。
（松戸市の公立保育所については、後日、本市からご案内いたします。）

4 その他

- ・保育施設で感染者が発生した場合や、国・県からの要請があった場合など、保育施設を再び臨時休園することがありますので、ご承知おきください。

問い合わせ

松戸市子ども部保育課

TEL047-366-7351